負担金検証調書【平成28年度交付分】

1　負担金の予算決算等について

負担金の名称	愛北広域事務組火葬場事業運営負担金		市の担当部課	経済環境部　環境課			問い合わせ先	0568-44-0344
負担金の金額	予算額	35,947,481　円	当初交付額	32,279,798　円	決算額	32,279,798　円	前年度決算額	34,814,274　円

2　負担金の交付先について

交付先の状況	名称	愛北広域事務組合	（法人格の有無）	有	代表者	澤田　和延	所在	岩倉市
	構成団体	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町						
	設置の根拠	愛北広域事務組合規約（平成11年2月14日改正）						
	意思決定の方法	構成市町から議員を選出し、議会により決定する。						
事務局の体制等	所在	愛知県岩倉市野寄町向山760番地			代表者	管理者　江南市長　澤田　和延		
	事業資金の管理責任者	江南市　会計責任者　中村信子			事業資金の管理者	愛北広域事務組合　業務第1グループ		
	契約、支出 決裁の方法	（事務局が市である場合） 市のルールに準じているか？		完全準拠でない 場合の内容等				
		（事務局が市でない場合） 具体的に記述	一部事務組合のため地方自治法に準拠している。（愛北広域事務組合例規に定めている。）				証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ（預金通帳は愛北広域事務組合、印鑑は江南市の会計責任者が保管）						

3　負担金の対象となる事業等について

事業内容 （事業の全体像）	尾張北部聖苑（火葬場）の施設維持管理
（犬山市の役割）	広域処理のための一部事務組合の構成市町村
事業実績 （具体的な手法）	犬山市民の葬儀、火葬、動物・産汚物の火葬業務
負担金を交付して 市が得たメリット	犬山市単独で火葬場を建設することなく、広域で施設の維持管理ができる。

4　負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額（当初支出額）	32,279,798　円	精算の有無		精算（返還）額	0　円	精算後の負担金の額	32,279,798　円
負担金の対象となる全体事業費（精算がある場合は精算前の額）		収入額	127,775,000　円	支出額	127,775,000　円	余剰額	0　円
構成員の負担割合（根拠）	127,775,000円×25.263%=32,279,798円（人口割　21.263%、均等割　4.0%　合計25.263%）						
余剰額が発生した場合の取扱い	特別地方公共団体につき地方財政法に基づき　積み立て、繰上げ償還					繰越額	円
交付先における収入の状況（精算前の額）	各市町の負担金の他に収入（使用料、繰入金、繰越金等）があり、各事業に振り分けられている。						

交付先における支出の状況	項目	予算（当初支出時の想定）		決算（実績）		
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等
	（火葬場事業運営費）報酬	公害防止委員報酬 嘱託員報酬	1,776,000　円	公害防止委員報酬 嘱託員報酬	1,686,000　円	—
	（火葬場事業運営費）人件費	給料、職員手当、共済費	18,461,000　円	給料、職員手当、共済費	17,985,755　円	—
	（火葬場事業運営費）事務費	旅費、需用費（燃料費、光熱水費、修繕料ほか）、役務費	42,631,000　円	旅費、需用費（燃料費、光熱水費、修繕料ほか）、役務費	30,412,633　円	—
	（火葬場事業運営費）施設管理費	施設管理委託料等20件	63,715,000　円	施設管理委託料等17件	62,880,616　円	—
	（火葬場事業運営費）事務費	使用料及び賃借料、備品購入費	3,055,000　円	使用料及び賃借料、備品購入費、公課費	1,459,594　円	—
	（火葬場事業運営費）工事請負費	設備更新工事等3件	19,844,000　円	施設改修工事3件	25,018,200　円	—
	（火葬場事業運営費）事務費、補償金	負担金、地元補償金	16,953,000　円	負担金、地元補償金	17,281,853　円	—
	公債費	尾張北部聖苑施設整備事業債償還元金及び利子	7,258,000　円	尾張北部聖苑施設整備事業債償還元金及び利子	6,911,604　円	—
	予備費	予備費	3,000,000　円	予備費	0　円	—
	合計		176,693,000　円		163,636,255　円	
	積算がない場合の特記事項	決算（実績）は平成27年を記載 平成28年の決算（実績）は、8月頃に確定 契約の方法については、金額等により競争入札を実施				